

情報公開の実施に関する規程

平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第13号

最新改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に基づく手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報公開窓口)

第2条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の保有する法人文書の開示請求者に対する情報の提供や開示請求者の利便を図るため、本部総務部総務課、大阪本部海外ビジネス推進課、アジア経済研究所研究企画部研究企画課及び貿易情報センター(以下「事務所等」という。)に情報公開窓口を置く。

2 情報公開窓口においては、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 機構の保有する法人文書について、開示請求に関する相談及び案内並びに情報提供に関すること。
- 二 法人文書ファイル管理簿の閲覧に関すること。
- 三 機構の保有する法人文書の開示請求書の受付事務に関すること。
- 四 当該事務所等が保有する法人文書の開示の実施に関すること。
- 五 当該事務所等における情報公開に係る事務の調整に関すること。

3 本部における情報公開窓口では、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 機構の保有する法人文書の開示の実施に関すること。
- 二 機構の情報公開に係る総合的な調整に関すること。

4 情報公開窓口の設置場所その他の細目については、別に定める。

(主管課等)

第3条 開示請求者が必要とする情報や開示請求の対象である法人文書を保有する課等(法人文書管理規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第19号)第2条第1項第五号に規定する課等をいう。以下「主管課等」という。)は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 法人文書の検索及び特定に関すること。
- 二 行政機関、独立行政法人等への事案の移送に関すること
- 三 法人文書の開示決定等の期限の延長事務に関すること。
- 四 法人文書の開示決定等に係る第三者に対する意見の聴取事務に関すること。
- 五 法人文書に係る開示決定等及び開示請求者に対する連絡事務に関すること。
- 六 法人文書の開示の実施事務に関すること。
- 七 法に基づく異議申立て等に関すること。

(法人文書の開示の実施の方法)

第4条 文書又は図画(第4項に該当するものを除く。)は、当該文書又は図画(法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項に規定するもの)をもって閲覧に供する。

2 文書又は図画(第4項に該当するものを除く。)の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、次に定める方法(第二号又は第三号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)とする。

- 一 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつ

ては、当該文書又は図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)

二 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

三 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録については、それぞれ各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスクは次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のもの。別表の二の項ロにおいて同じ。)に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスクは次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のもの。以下同じ。)に複写したものの交付

三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。)

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の四の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)

前号イからハマで掲げる方法

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
(開示請求手数料の額等)

第5条 開示請求の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ハに掲げる場合を除く。）

当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長（行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）から事案が移送された場合（ニに掲げる場合を除く。）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第1項第1号に規定する開示請求手数料（以下「行政機関開示請求手数料」という。）

ハ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合
開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合

行政機関開示請求手数料のうち、当該行政機関の長と協議して定める額

ホ 法第12条の規定に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合
300円のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ヘ 法第13条の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合
300円のうち機構が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかの方法によって納付しなければならない。

一 機構が指定する銀行口座又は郵便貯金口座への振込み

二 開示請求受付窓口へ直接来訪して請求する場合にあつては、現金による納付

4 前項第一号の場合において、開示請求者は、銀行口座又は郵便貯金口座への振込み票を、提出若しくは郵送する開示請求書に添付しなければならない。

5 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則郵便切手で納付する。

（手数料の減免）

第6条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第244号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する。

(規程の閲覧)

第7条 この規程は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、情報公開窓口に備え置き、一般の閲覧に供する。

(内規の制定)

第8条 大阪本部、アジア経済研究所及び国内外事務所（法人文書管理規程第2条第1項第五号へで規定する国内外事務所をいう。）は、その所掌する情報公開の事務に関し、理事長の承認を得て、内規を定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 (五の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付 (二に揚げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A二判については40円、A一判については80円)
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A二判については140円、A一判については180円)
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
二 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
三 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき540円
四 電磁的記録 (五の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に揚げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
五 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16mm映画フィルムについては13,000円、35mm映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16mm映画フィルムについては3,200円、35mm映画フィルムについては2,650円)を加えた額

備考 一の項口若しくはハ、四の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。